

令和 6 年第 1 回市議会定例会に付議する案件について

1 招集日

令和 6 年 3 月 4 日(月)

2 付議する案件

条例改正案件	14 件	(①～⑭)
--------	------	-------

補正予算案件	2 件	(⑮～⑯)
--------	-----	-------

予 算 案 件	10 件	(⑰～⑳)
---------	------	-------

計	26 件
---	------

《条例改正案件》

①美唄市職員定数条例の一部改正の件(総務部)

令和 5 年度から地方公務員の定年が段階的に引上げられるとともに、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため「役職定年制」が導入されたが、同制度において高齢期を迎えた役職定年の消防職員については、条例定数に含むものとされている。

このため、現状の条例定数のままでは、若い職員の新規採用が困難になるなど、組織体制に支障を来すことから、消防業務全体の維持及び確保を図るため、消防職員の定数の見直しを行うもの。

<改正内容等>

(1) 消防職員の定数の拡充

改正後	改正前
52 人	48 人

(2) 消防職員の配置見込数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
正 規	45 人	46 人	47 人	47 人	47 人	47 人
定年延長・再任用	0 人	2 人	3 人	4 人	4 人	4 人
新規採用	3 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
合 計	48 人	50 人	51 人	52 人	52 人	52 人

<施行期日>

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

②美唄市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件(総務部)

地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)が令和 5 年 5 月 8 日に公布されたほか、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第 2 版)の改訂により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、勤勉手当の支給が可能とされたことに伴い、美唄市職員の育児休業等に関する条例、美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、その他文言整備を含め必要な対応を行うもの。

<改正内容等>

それぞれの関係条例において、令和 6 年度からフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

(1) 手当の支給割合

改正後		改正前	
6 月	12 月	6 月	12 月
期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月 勤勉 1.025 月	期末 1.225 月	期末 1.225 月
合計 4.5 月		合計 2.45 月	

(2) 対象となる職員

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定される
会計年度任用職員

対象職員	主な要件
フルタイム会計年度任用職員	・ 6 か月以上の任期を基本とする。
パートタイム会計年度任用職員	・ 6 か月以上の任期を基本とする。 ・ 週当たり 15 時間 30 分以上の勤務時間を基本とする。

<施行期日>

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

③美唄市まちづくり基本条例の一部改正の件(総務部)

美唄市まちづくり基本条例(平成 19 年条例第 17 号)第 37 条に規定する条例の見直し条項に基づき、今年度実施したパブリックコメントにおける市民からの意見を美唄市まちづくり基本条例の見直しに関する庁内検討委員会において検討した結果、意見の一部について改正の必要性があるとの判断に至ったことから改正を行うもの。

<改正内容>

- ・ 人権の尊重として規定する「性別年齢」を「性別年齢等」に改める。(第 4

条関係)

- ・個人情報保護の条例制定義務規定を削る。(第 22 条関係)

<施行期日>

公布の日から施行する。

④美唄市税条例の一部改正の件(市民部)

国民健康保険事業の健全な運営を図るとともに、国民健康保険制度の都道府県広域化に伴う北海道統一保険料率等の令和 12 年度実施に向けて、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

(1) 国民健康保険税の税率等の見直し

- ・被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額の引上げ。(第 139 条の 2 関係)

- ・被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の引上げ。

(第 139 条の 6 関係)

- ・介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の引上げ。(第 139 条の 10 関係)

(2) 平等割額の見直しに伴う国民健康保険税の減額の改正

- ・被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額の引上げ。(第 145 条関係)

- ・被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の引上げ。

(第 145 条関係)

- ・介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額の引上げ。(第 145 条関係)

<施行期日等>

- ・令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

- ・改正後の美唄市税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

⑤美唄市介護保険条例の一部改正の件(保健福祉部)

介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 13 号)及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 13 号)が公布されたことに伴い、介護保険第 1 号被保険者の保険料率について、3 年を区切りとした令和 3 年度から令和 5 年度までの事業運営期間が終了することから、新たに令和 6 年度から令和 8 年度までの保険料率を設定するため、必要な改正を行

うもの。

<改正内容>

- ・第 1 号被保険者の保険料率(令和 6 年度から令和 8 年度まで)の改正(第 4 条関係)

所得段階区分(対象者)		新		旧	
		負担割合	保険料年額	負担割合	保険料年額
第 1 段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.285	21,200 円	0.3	20,800 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下	0.485	36,000 円	0.5	34,800 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円超	0.685	50,900 円	0.7	48,700 円
第 4 段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	0.9	66,900 円	0.9	62,600 円
第 5 段階	世帯の中に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円超	1.00	74,400 円	1.00	69,600 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満	1.20	89,200 円	1.20	83,500 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	1.30	96,700 円	1.30	90,400 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	1.50	111,600 円	1.50	104,400 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	1.70	126,400 円	1.70	118,300 円

第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	1. 90	141, 300 円		
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	2. 10	156, 200 円		
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	2. 30	171, 100 円		
第 13 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上	2. 40	178, 500 円		

< 施行期日等 >

- ・令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ・改正後の美唄市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

⑥美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件(保健福祉部)

本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うもの。

< 改正内容 >

- ・職員をオペレーターとして充てることができる施設から、指定介護療養型医療施設を削る。(第 6 条及び第 47 条関係)
- ・身体的拘束等の適正化に関する規定を加える。(第 24 条、第 42 条、第 51 条、第 58 条、第 59 条の 9、第 59 条の 19、第 59 条の 30、第 59 条の 37、第 70 条、第 79 条、第 92 条及び第 197 条関係)
- ・重要事項の掲示について、ウェブサイトへの掲載に関する規定を加える。(第 34 条関係)
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に関する規定を加える。(第 106 条の 2 関係)
- ・協力医療機関等について、連携体制及び新興感染症発生時の対応に関する規定を加える。(第 125 条、第 147 条及び第 172 条関係)
- ・従業者の員数に関する規定を加える。(第 130 条関係)
- ・緊急時等の対応に関する規定を加える。(第 165 条の 2 関係)
- ・勤務体制の確保等に関する規定を加える。(第 187 条関係)

- ・その他必要な条文整備を行う。

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

⑦美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件(保健福祉部)

本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・重要事項の掲示について、ウェブサイトへの掲載に関する規定を加える。
(第 32 条関係)
- ・身体的拘束等の適正化に関する規定を加える。(第 40 条、第 42 条及び第 53 条関係)
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置に関する規定を加える。(第 63 条の 2 関係)
- ・協力医療機関等について、連携体制及び新興感染症発生時の対応に関する規定を加える。(第 83 条関係)
- ・その他必要な条文整備を行う。

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

⑧美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

本市が基準としている国の基準省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・従業者の員数に関する規定を加える。(第 5 条関係)
- ・指定介護予防支援を行う管理者に関する規定を加える。(第 6 条関係)
- ・利用料等の受領に関する規定を加える。(第 13 条関係)
- ・重要事項の掲示について、ウェブサイトへの掲載に関する規定を加える。
(第 24 条関係)
- ・記録の整備及び指定介護予防支援の具体的取扱方針において、身体的拘束等に関する規定を加える。(第 31 条及び第 33 条関係)
- ・テレビ電話装置等の活用に関する規定を加える。(第 33 条関係)
- ・市から求められた情報提供に関する規定を加える。(第 33 条関係)
- ・その他必要な条文整備を行う。

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

⑨美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(保健福祉部)

本市が基準としている国の基準省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 38 号)において、条文中に引用する関係条項が改正されたことから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・従業者の員数に関する規定を加える。(第 5 条関係)
- ・内容及び手続の説明並びに同意に関する規定を加える。(第 7 条関係)
- ・身体的拘束等の適正化に関する規定を加える。(第 16 条及び第 32 条関係)
- ・テレビ電話装置等の活用に関する規定を加える。(第 16 条関係)
- ・重要事項の掲示について、ウェブサイトへの掲載に関する規定を加える。
(第 25 条関係)
- ・その他必要な条文整備を行う。

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条に 1 項を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

⑩美唄市米穀乾燥調製処理施設条例の一部改正の件(経済部)

社会的な物価高の影響を受け、施設の維持管理に要する費用(燃料費、修繕

費等)が高騰していることから、適切な維持管理を持続するため、調製処理使用料の見直しを行うもの。

＜改正内容＞

別表に規定する調製処理使用料のうち乾燥調製における原料もみの単価を改める。(別表関係)

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

⑪美唄市給水条例及び美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件(都市整備部)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和 5 年法律第 36 号)が公布されたことに伴い、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)が一部改正され、同法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことから、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

各条例において規定する引用法令及び所管大臣を改める。

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

⑫美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件(教育委員会)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 159 号)が施行されたことに伴い、放課後児童健全育成事業者における安全計画の策定、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画の策定等について、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・安全に関する事項に係る計画を策定し、研修、訓練等を行うことについて、規定の整備を行う。(第 6 条の 2 関係)
- ・業務継続計画を策定し、研修、訓練等を行うことについて、規定の整備を行う。(第 12 条の 2 関係)
- ・職員に対し、感染症及び食中毒に関する研修及び訓練を行うことについて、規定の整備を行う。(第 13 条関係)

< 施行期日 >

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

⑬美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(消防本部)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 73 号)が公布されたことにより、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)に規定する補償基礎額について、必要な改正を行うもの。

< 改正内容 >

- ・ 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改める。(第 5 条関係)
- ・ 補償基礎額を改める。(別表関係)

< 施行期日等 >

- ・ 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- ・ この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等に関する経過措置を定める。

⑭美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件(消防本部)

令和 5 年 12 月 6 日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 347 号)が公布されたことに伴い、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に規定する貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額について、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を引き上げる。(別表第 1 関係)

＜施行期日＞

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

《補正予算案件》

⑮令和 5 年度美唄市一般会計補正予算(第 11 号)(総務部)

補正内容 経営会議資料

⑯令和 5 年度美唄市下水道事業会計補正予算(第 3 号)(都市整備部)

補正内容 経営会議資料

《予算案件》

⑰令和 6 年度美唄市一般会計予算(総務部)

⑱令和 6 年度美唄市民バス会計予算(市民部)

⑲令和 6 年度美唄市国民健康保険会計予算(市民部)

⑳令和 6 年度美唄市介護保険会計予算(保健福祉部)

㉑令和 6 年度美唄市介護サービス事業会計予算(保健福祉部)

㉒令和 6 年度美唄市後期高齢者医療会計予算(市民部)

㉓令和 6 年度美唄市病院事業会計予算(市立美唄病院事務局)

㉔令和 6 年度美唄市水道事業会計予算(都市整備部)

㉕令和 6 年度美唄市工業用水道事業会計予算(都市整備部)

㉖令和 6 年度美唄市下水道事業会計予算(都市整備部)

日程(予定)

2 月 20 日(火)経営会議	27 日(火)
21 日(水)	28 日(水)
22 日(木)	29 日(木)
23 日(金)天皇誕生日	3 月 1 日(金)
24 日(土)	2 日(土)
25 日(日)	3 日(日)
26 日(月)	4 日(月)

令和5年度 一般会計補正予算案(第11号)

補 正 前 の 額	22, 656, 456
-----------	--------------

(千円)

歳 出 補 正					歳 入 補 正				
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)		
2	総務費	戸籍住民登録等事務	2, 662		2, 662	国庫支出金	16 国庫支出金		
							2 国庫補助金		
							1 総務費国庫補助金		
							(社会保障・税番号制度システム整備費補助金)		
4	戸籍住民登録費	補正内容 増額 戸籍附票システムの改修(附票証明書への旧氏記載機能追加及び氏名の振り仮名を戸籍の附票証明書等に表記するための機能)を行うもの。	委 託 料	2, 662					
1	戸籍住民登録費								
4	衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業 (予防接種健康被害給付)	816		816	国庫支出金	16 国庫支出金		
							1 国庫負担金		
							2 衛生費国庫負担金		
							(新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金)		
1	保健衛生費	補正内容 増額 新型コロナワクチン2回目接種(R3年11月14日)後に、急性発症1型糖尿病等を発症した者から、予防接種後健康被害認定及び医療費・医療手当の申請をR4年4月12日に受け、R4年9月6日に国へ進達していたところ、R5年12月25日付けで厚労省から審査の結果「認定された」と通知があった。このことから、医療費及び医療手当を健康被害認定者へ給付するもの。	扶 助 費	816					
3	予防費								
6	農林費	水利施設管理強化事業	8, 246		8, 246	道 支 出 金	17 道支出金		
							2 道補助金		
							4 農林費道補助金		
							(農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金)		
1	農業費	補正内容 増額 北海土地改良区が所有する揚水機場17施設の電気料金の高騰分の7割に対し、農業者等の負担を軽減するため、国の補助金を活用し支援を行うもの。	負担金補助及び交付金	8, 246					
6	土地改良費								

歳 出 補 正					歳 入 補 正		
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)
6	農林費	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	2,475		1,237	道 支 出 金	17 道支出金
							2 道補助金
							4 農林費道補助金
							(次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金)
1	農業費	補正内容 増額 国の補正に伴う北海道の補正予算において、防災重点農業用ため池緊急整備事業の実施における農家負担軽減対策として、受益者負担11%のうち3.5%(北海道1.75%、市1.75%)を負担するもの。	負担金補助及び交付金	2,475	1,200	市 債	23 市債
							1 市債
			一般財源(繰越金)	38	5 農林債		
					(農業基盤整備債)		
7	ほ場整備費	【実施地区】 ・峰延1地区(防災重点農業用ため池整備事業) 【事業費】 70,700千円×3.5%≒2,475千円(市負担分 1,238千円)					
補 正 額			14,199		14,199		
					3,478	国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,662千円
					9,483	道支出金	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 816千円
							農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金 8,246千円
							次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 1,237千円
					1,200	市 債	農業基盤整備債
					38	一 般 財 源	【一般財源の内訳】 繰 越 金 38千円

補 正 後 の 額	22,670,655
-----------	------------

【繰越明許費補正】

追 加

事 業 名	金額(千円)
戸 籍 住 民 登 録 等 事 務	2,662
次 世 代 農 業 促 進 生 産 基 盤 整 備 特 別 対 策 事 業	2,842
	内 当初予算分 367
	内 本補正予算分 2,475

<追加理由>

本年度当初予算及び本補正予算の歳入歳出予算に計上している各事業について、令和5年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。

【地方債補正】

変 更

事 項	限度額(千円)	
	補 正 前	補 正 後
農 業 基 盤 整 備 債	40,900	42,100

<変更理由>

本歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」1,200千円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するもの。

令和5年度 下水道事業会計補正予算案（第3号）

(単位：千円)

支 出 補 正			収 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
	下水道事業				
	補正内容				
	資本的収入が資本的支出に不足する場合の補てん財源のうち、引継金及び当年度損益勘定留保資金が減少することから、利益剰余金処分額を増額し補てん財源とする。				
	① 令和5年度美唄市下水道事業会計予算第4条本文括弧書中 (既決) 「引継金50,265千円、損益勘定留保資金527,126千円及び当年度分利益剰余金40,388千円」 (補正) 「引継金46,431千円、損益勘定留保資金316,348千円及び当年度分利益剰余金255,000千円」				
	② 令和5年度美唄市下水道事業会計予算第10条本文中 (既決) 「40,388千円」 (補正) 「255,000千円」				
	補 正 額				